

一宮市地域新電力会社
パートナー事業者募集要項

令和4年7月15日

一宮市

1	趣旨と目的	1
(1)	本事業の趣旨と目的	1
(2)	地域新電力事業の目指す姿	1
(3)	地域新電力事業のスキームイメージ	2
2	パートナー事業者に求める業務	2
3	パートナー事業者に求める能力	2
4	公募に関する条件等	3
(1)	応募者の構成と定義	3
(2)	応募者が備えるべき参加資格要件	4
(3)	応募書類提出後の参加資格の取消しについて	5
(4)	応募者、構成員の変更	5
5	提案に関する条件	5
(1)	地域新電力会社の設立	5
(2)	設立形態について	6
(3)	登記先	6
(4)	資本金・資本構成について	6
(5)	資金調達について	6
(6)	電力の調達について	6
(7)	電力の供給について	6
(8)	事業実施体制について	7
(9)	利益活用の方針について	7
(10)	市とパートナー事業者の責任分担	7
(11)	地域新電力会社設立が不調となった場合の処理	7
6	市の協力事項	8
(1)	電力供給に関して	8
(2)	電源調達に関して	8
(3)	地域還元の取組に関して	8
7	パートナー事業者の公募及び選定に関する事項	8
(1)	公募及び選定方法	8
(2)	公募及び選定スケジュール	8
8	応募手続き	9
(1)	募集要項の公表	9
(2)	募集要項等への質問の受付、質問及び質問回答	9
(3)	参加表明申請書類の提出	9
(4)	参加表明書撤回届の受付	10
(5)	応募資格確認申請書類、提案書の受付	10
(6)	応募資格確認結果の通知	11
(7)	応募者の変更申請に関する提出書類	11
(8)	応募辞退に関する提出書類	11
(9)	提案内容に関わるプレゼンテーションの実施	12
(10)	応募にあたっての留意事項	12
9	優先交渉権者の決定	13
(1)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定	13
(2)	優先交渉権者の通知・公表	13
(3)	次点交渉権者との協議	13
(4)	優先交渉権者を選定しない場合	13
10	応募手続きに関する問い合わせ先	13
11	参考資料	14
12	提案書への記載内容	15

1 趣旨と目的

(1) 本事業の趣旨と目的

一宮市（以下「市」という。）では、平成26年3月に「第2次一宮市環境基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、目指すべき環境像と、それを実現するための5つの基本方針を設定した。また、従来の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂及び気候変動適応法に基づく新たな計画を一体的に合わせた「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を「2013年度比26%削減」、長期目標として2050年度の削減目標を「2013年度比80%削減」と設定している。

今後、「目指すべき環境像」や「温室効果ガス排出量の削減目標」の実現、さらには市が目指す都市将来像「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」を実現するため、省エネルギー型、延いては脱炭素型のライフスタイルの普及等を通じて、都市の質の向上や地域の活性化等新たな価値を創出しながら脱炭素化を進めることが必要である。

「一宮市地域新電力会社」（以下「地域新電力会社」という。）の設立目的は、「1. 二酸化炭素排出量の削減」「2. エネルギーの地産地消」「3. 資金の域内循環」の3つである。地域新電力会社の設立を通じて、基本計画の基本方針として位置づけた「循環型社会」の実現や「地球温暖化防止（低炭素社会）」の実現、また、市内の再生可能エネルギーを市有施設へ供給することによるエネルギーの地産地消を推進し、市域の温室効果ガス排出量の大幅な削減を図るとともに、小売電気事業から得られた収益を、市内の再生可能エネルギー設備の維持・拡大による脱炭素化や分散型エネルギーの導入によるレジリエンス機能強化に活用するなど、資金の域内循環を通じて市の課題解決に貢献することを目指すこととしている。

これまでの検討を通して、地域新電力会社の事業運営には、小売電気事業に関する専門的な知識とシステム・ノウハウ・経験や、外部環境変化（世界情勢、制度設計、技術革新等）に対応した企画立案能力、経営能力など様々な能力が必要となる。

そこで、これらの能力を有する企業（以下「パートナー事業者」という。）を公募型プロポーザル方式によって選定し、パートナー事業者と市の共同出資により地域新電力会社（仮称「一宮新電力」）を設立することとした。パートナー事業者は、小売電気事業の実施及び地域還元事業を市と共に検討・企画するものとする。

なお、市は、本募集要項に示す条件等を踏まえ、事業者自らの創意工夫を活かした提案を求めており、提案内容については、今後策定する地域新電力会社の事業計画等の基礎資料とすることを想定している。また、市は上記目的のために、提案内容について協議を求める場合がある。

(2) 地域新電力事業の目指す姿

市の「脱炭素化のシンボル」になるとともに、市の課題解決の取組を主体となって推進する地域新電力会社となることを目指す。

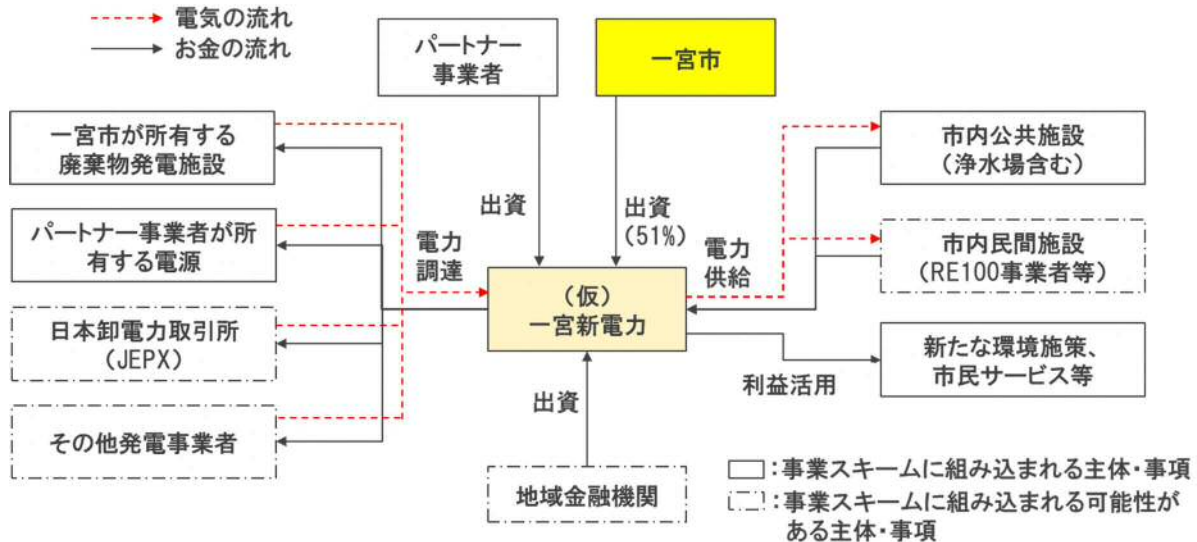
まず、一宮市環境センターにおけるごみ焼却発電からの電力を調達し、市有

施設の一部に供給することで、市有施設の脱炭素化を目指す。

その後、得られた事業収益により市の地域課題の解決に向けた各種取組を進めていく。

(3) 地域新電力事業のスキームイメージ

地域新電力事業スキームとして下図のようなイメージを想定している。¹



2 パートナー事業者に求める業務

- ア 法人設立業務（定款の作成、創立総会の開催、設立登記等）
- イ 小売電気事業の登録業務（関係機関への申請書の作成、ヒアリング対応等）
- ウ 日本卸電力取引所（略称：JEPX）²への会員登録業務（提案内容によって、必要に応じて実施すること）
- エ 地域新電力会社の運営に関する各種業務

3 パートナー事業者に求める能力

パートナー事業者と市が共同で設立する地域新電力会社の経営は柔軟で機動性の高いものとする。

そのため、地域新電力事業に関して必要な業務は、パートナー事業者が中心となって実施することを想定しており、パートナー事業者にはこれらの業務を担う能力を保有することを求める。

- ア 経営戦略の策定・管理業務（マーケティング戦略、事業計画の策定・管理等）
- イ 営業業務（契約約款作成、料金メニュー開発、需要家への営業、電源調達のための営業、契約締結業務等）
- ウ 需給管理・調整業務（電力需要予測にあわせた電源確保、JEPX、ベースロー

¹ 地域新電力会社は事業スキームとして小売電気事業を行うが、将来的にはオンサイトPPA等による電源開発等の事業を行うことも想定している。

² 日本卸電力取引所とは、登録会員のみが取引に参加可能で、現物の電気（kWh）の売買を行なう市場のこと。

- ド市場³、常時バックアップ等からの電源調達等)
- エ 財務に関する業務（資金の調達・管理、財務戦略の立案・実行・管理等）
- オ 経理に関する業務（託送料金⁴の支払、電源調達費の支払、インバランス料金⁵の支払、委託費（バランシンググループ⁶代表事業者への支払含む）の支払、請求書発行、未収金管理等）
- カ 顧客管理・対応業務（顧客情報管理、問い合わせ窓口、各種案内送付等）
- キ 法制度に基づく計画・報告作成業務
- ク 事業利益を活用した地域還元事業に関する企画立案業務⁷
- ケ 総務・広報・会計系の業務（取締役会・株主総会業務、広報・メディア関係業務、決算書作成・法人税等計算申告等）
- コ その他、地域新電力事業に必要な業務

なお、需給管理・調整業務については、「4 公募に関する条件等（2）応募者が備えるべき参加資格要件」で定めるウ 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件に準ずることとする。⁸

4 公募に関する条件等

(1) 応募者の構成と定義

ア パートナー事業者の定義等

パートナー事業者とは、「市との共同出資により地域新電力会社を設立し、小売電気事業の実施及び地域還元事業を共に検討・企画する企業」をいう。

応募者は、「3 パートナー事業者に求める能力」を備えた、単独企業または複数企業によるコンソーシアムとする。

イ 複数企業によるコンソーシアムの留意事項

それぞれの企業において、「3 パートナー事業者に求める能力」の全てを満たす必要はなく、コンソーシアム全体として、「3 パートナー事業者に求める能力」の全てを満たすことで足りる。

また、代表の企業（以下「代表事業者」という。）を定め、その代表事業者が応募手続を行うこととする。なお、コンソーシアムを構成する代表事業者以外の企業（以下「共同事業者」という。）は、委任状を作成し提出する。

ウ 複数応募の禁止

³ 石炭火力や大型水力などといったベースロード電源の電気供出を制度的に求め、新電力事業者が年間固定価格で購入可能とする市場であり、令和元年7月に開設された。

⁴ 託送料金とは、小売電気事業者が需要家に対して調達した電力を送る際に、送配電事業者の配電設備を通じて電気を運ぶための料金のこと。

⁵ インバランス料金とは、小売電気事業者または発電事業者が計画値同時同量を達成できず、供給する電力の過不足が発生した場合、その調整のための対価として支払う料金のこと。

⁶ バランシンググループ（代表契約者制度）とは、発電事業者または小売電気事業者が自らの電力調達・需給管理業務の一部をバランシンググループの代表契約者に対して委託を行い、インバランス料金による経済負担を減らすことを目的とした仕組みのこと。

⁷ 地域還元事業の一例として、太陽光オンサイトPPAの普及等による脱炭素型ライフスタイルの普及促進等が挙げられるが、これに限らず多様な提案を受け付ける。

⁸ 需給管理・調整業務はパートナー事業者に委託する予定であるが、将来的に「業務の内製化」を行うことについてはパートナー事業者との協議の上で検討する。

応募者または応募者と資本面もしくは人事面において密接な関連のある者は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。

なお、「資本面において密接な関連がある者」とは、議決権総数の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の取締役役員を兼ねている者をいう。

エ その他

優先交渉権者となったパートナー事業者は、ただちに市と協議を行い、「(仮)一宮新電力会社の共同設立に関する協定書」(以下「基本協定」という。)を締結することとし、基本協定締結後、速やかに地域新電力会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。

(2) 応募者が備えるべき参加資格要件

ア 基本的な参加資格要件

応募書類提出時において、次に該当する者は、応募者(パートナー事業者)になることはできないものとする。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 一宮市暴力団等の排除に関する条例第2条第1号あるいは第2号に該当する者
 - (ウ) 会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者
 - (エ) 最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者
 - (オ) 宗教活動や政治活動を目的とする者
 - (カ) 民間金融機関及び公的金融機関
 - (キ) 本公募に係る市のアドバイザー業務を受託した者、またはこれらの者と資本面もしくは人事面において密接な関連がある者
なお、本公募に係る市のアドバイザー業務を受託した者は次のとおり
- ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

なお、「資本面において密接な関連がある者」とは、議決権総数の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の取締役役員を兼ねている者をいう。

上記参加資格要件を確認するため、応募者は以下の証明書の写しを1部提出すること。複数企業のコンソーシアムで応募の場合は、代表事業者を含むコンソーシアムを構成する全ての事業者について各1部提出すること。

- ・ 履歴事項全部証明書の写し

イ 小売電気事業を行う能力に係る参加資格要件

応募書類提出時において、応募者が小売電気事業を行う能力を保有することについて、以下の書類を各1部提出することによって明らかにすること。

- ・ 経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類
- ・ 電力販売実績が確認できる書類
(有価証券報告書、四半期報告書などの決算説明資料等)

なお、上記書類はコンソーシアム全体として全て提出されることで足りる。

ウ 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件

応募者のうち、需給管理・調整業務を担う者は、経済産業省に登録されている小売電気事業者である者のうち、次のア～ウのいずれかに該当する会社法上の法人及び特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）（以下「者」という。）とする。

- (ア) 需給管理・調整業務実績を有する者（複数企業で応募する場合は1社以上）
- (イ) 日本卸電力取引所の取引実績を有する者
- (ウ) その他、上記ア及びイと同等の経験・実績を有する者で、その経験が市によって認められた者

上記参加資格要件を確認するため、応募者は以下の書類を各1部提出すること。

- ・ 日本卸電力取引所の会員証書並びに取引実績
- ・ 需給管理・調整業務実績を証する書類（他社との需給管理・調整業務の請負契約書や需給管理システムの調達契約書、または運用実績等）⁹

(3) 応募書類提出後の参加資格の取消しについて

応募書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に上記（1）及び（2）で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、市は応募者の参加資格を取り消すこととする。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(4) 応募者、構成員の変更

応募申請書類の提出後は、応募者の変更または追加は原則として認めない。

ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、コンソーシアムにおける代表事業者を除く構成員の変更または追加について認めることがある。なお、その場合には、変更または追加する構成員が上記（1）及び（2）で定める資格要件を満たすことを証明しなければならない。変更または追加する場合には、速やかに該当証明のための書類及び「8 応募手続き（7）応募者の変更申請に関する提出書類」で指定する書類を提出すること。

5 提案に関する条件

公募に対して提案するにあたり、次に示す条件に同意できること。

(1) 地域新電力会社の設立

ア 応募者は市と共同出資することで、市内において新たに地域新電力会社を立ち上げるパートナー事業者となること。

イ パートナー事業者は、令和5年3月を目途に地域新電力会社を設立し、令和5年

⁹ 機密情報と判断される情報は、各自で保護すること。

4月から電力供給を開始できることを目標に必要となる諸手続を進めること。¹⁰

(2) 設立形態について

- ア 立ち上げる地域新電力会社の事業形態は会社法上の株式会社とすること。
- イ 定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。
- ウ 取締役会及び監査役を設置すること。

(3) 登記先

地域新電力会社の本店を愛知県一宮市内に設置し、設立登記を行うこと。

(4) 資本金・資本構成について

地域新電力会社設立時における資本金額は1億円とする。

地域新電力会社への市の出資比率は51%を予定している。パートナー事業者は、提案時において市を除く出資者の出資比率が49%となるよう出資すること。

また、提案時には金融機関も含めた提案も認めることとし、特に、域内の資金循環の観点から地域金融機関の出資も含めた提案をより高く評価する。金融機関も含めた提案をする場合は、金融機関及びパートナー事業者の出資比率の合計が市を除く出資比率49%となるよう提案すること。

なお、最終的な資本金額及び出資比率については、協議の上決定する。

(5) 資金調達について

提案時において、借入金の調達金利に関する前提は短期プライムレートとし、平成21年1月13日以降の最頻値（＝年率1.475%）として統一すること。

(6) 電力の調達について

地域新電力会社設立後、令和5年4月から、一宮市環境センターにおけるごみ焼却発電からの電力は地域新電力会社またはパートナー事業者が調達すること。

ごみ焼却発電の価格設定については、「11 参考資料」によるものとする。

供給対象とする市有施設の総電力需要量との不足分については、パートナー事業者が保有する自己電源、相対電源、日本卸電力取引所等から電力を調達し、需要量を満たすこと。

なお、ごみ焼却発電の定期点検は毎年10月に行っており、定期点検の期間はごみ焼却発電以外からの調達により総電力需要量を満たす必要があることに留意すること。

(7) 電力の供給について

地域新電力会社設立後、令和5年4月から地域新電力会社による自己託送もしくはパートナー事業者による小売により「11 参考資料」に示す市有施設の一部に供給を開始すること。ただし、地域新電力会社は小売電気事業者の登録申請を順次進めることとし、令和5年度内での地域新電力会社による小売への切替を目指

¹⁰ 地域新電力会社による電力供給について、自己託送を行う場合には令和5年4月、小売供給を行う場合には令和5年7月からの供給開始を想定している。諸手続の相手方の事情により上記想定時期からの電力供給開始が困難な場合、供給開始時期について市と協議を行うこと。年度ごとの電力の調達・供給の条件については5. (6)及び(7)も参照すること。

すこと。令和6年度以降の電力供給は地域新電力会社による小売のみとする。¹¹

供給先については、「11 参考資料」の中で「切替必須施設」に分類される市有施設のうち、令和5年度に切替必須としている市有施設は事業開始からできるだけ速やかに切替を完了すること。また、令和6年度に切替必須としている市有施設は令和6年4月1日に切替を行うこと。その他の市有施設の切替を想定する場合は、適切な時期に供給を開始すること。

なお、市有施設の切替によって生じる諸費用は、地域新電力会社が負担する。

(8) 事業実施体制について

地域新電力会社の運営は、パートナー事業者が中心となって行うことを想定しており、市の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に市と連携・調整を図りながら、効率的に会社運営を行うことができる業務実施・管理体制を整備すること。

体制の構築にあたっては、緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みを整えること。

(9) 利益活用の方針について

本事業で得た利益については、「第2次一宮市環境基本計画」等の趣旨を踏まえ、地域課題の解決に資する取組に活用すること。そのため、事業開始から一定の期間は株主への配当を行わないことを想定しているが、一定期間経過後の取り扱いについては協議の上決定する。

地域還元事業を行う上で、応募者以外の事業者との連携を想定する場合、提案書の記載においては、その業種や事業概要、地域還元事業における役割などを記載するものとする。

なお、利益活用に伴う収支は、「12 提案書への記載内容」に記載されている収支計画に含めないものとする。地域新電力会社における地域還元事業については、選定事業者の提案等を踏まえ、協議の上決定する。

(10) 市とパートナー事業者の責任分担

ア 基本的考え方

地域新電力会社設立における市とパートナー事業者の役割・責任分担の考え方は、原則として、地域新電力会社設立に関する事務手続きや法的に必要な手続きを含め、一切の業務は、パートナー事業者が実施するものとする。一方、出資比率に応じた資本金の供出など、市が担うべき業務については市が実施する。

イ 予想されるリスクと責任分担

市とパートナー事業者の責任分担は、募集要項等を踏まえた応募者による提案書等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

(11) 地域新電力会社設立が不調となった場合の処理

市及びパートナー事業者のいずれの責めにも帰すべからざる理由によって、地域新電力会社設立が不調となったときには、市とパートナー事業者は、その準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

¹¹ 電力調達先である市のごみ焼却発電は、令和2年度、及び令和3年度の容量市場オークションに参加している。

6 市の協力事項

(1) 電力供給に関して

市は、市有施設の電力契約を一度にまたは段階的に、地域新電力会社に切り替えるべく、最大限の必要な支援・協力を実施する。

市は、市有施設が地域新電力会社から継続的に電力調達を行うことに向けた最大限の調整を行う。

(2) 電源調達に関して

市は、地域新電力会社が市のごみ焼却発電施設（一宮市環境センター）からの電力の調達を開始できるよう必要な支援・協力を実施する。

市は、ごみ焼却発電施設が地域新電力会社へ継続的に電力供給を行うことを最大限努力する。

※なお、ごみ焼却発電施設については、ごみ焼却施設として稼働しているため、発電量の変動によるインバランスコストの発生や、発電設備の一時停止等の事業リスクが想定される。

(3) 地域還元の取組に関して

市は、地域新電力会社が地域還元事業として「脱炭素型ライフスタイルの普及促進」や「公共施設の脱炭素化」等の市の政策に即した取組みを実施するにあたって、市の保有する人的ネットワークや各種情報を提供する事を通じて支援すべく、最大限の努力を行う。

7 パートナー事業者の公募及び選定に関する事項

(1) 公募及び選定方法

パートナー事業者の選定は、競争性、公平性及び透明性を確保するため、「公募型プロポーザル方式」により実施する。

(2) 公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市のウェブページにて公表する。

日時	予定
令和4年 7月 15日 (金)	募集要項等の公表
令和4年 7月 15日 (金) から 令和4年 7月 29日 (金)	募集要項等に関する質問の受付及び参加表明書の提出
令和4年 8月 10日 (水)	募集要項等に関する質問回答
令和4年 8月 10日 (水) から 令和4年 8月 31日 (金)	応募資格確認申請書類及び参加表明書撤回届の提出

日時	予定
令和4年 9月 7日 (水)	応募資格確認結果の通知
令和4年 9月 7日 (水) から 令和4年 9月 26日 (月)	提案書の受付期間
令和4年 10月 14日 (金) 予定	提案内容のプレゼンテーション評価
令和4年 10月 28日 (金)	優先交渉権者と次点交渉権者の決定

8 応募手続き

(1) 募集要項の公表

令和4年7月15日 (金) に市ウェブページで公表する。

(2) 募集要項等への質問の受付、質問及び質問回答

本募集要項等に関する質問の受付を以下のとおり実施する。また、質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

ア 受付期間

令和4年7月15日 (金) から令和4年7月29日 (金) 午後5時までとする。

イ 受付方法

電子メール (開封確認付き) による送信のみ受け付ける。

ウ 質問書の様式

様式1-1、1-2に基づき、質問内容を記載し市の問い合わせ先に対して電子メールにて送信すること。なおメールタイトルには「募集要項等に関する質問 (会社名)」と明記すること。

エ 問い合わせ先

一宮市環境部環境政策課

kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp

オ 回答方法

令和4年8月10日 (水) までに全ての応募者に電子メールにて回答する。なお、質問者名は公表しないものとする。

(3) 参加表明申請書類の提出

本公募に参加を表明するものは、以下のとおり参加表明書等を提出すること。なお、市は募集要項等の参考資料として、参加表明書等を提出した応募者のうち、代表事業者に対して「11 参考資料」に示す電子情報の配布を予定している。

ア 提出書類

様式2-1、2-2に従い、参加表明書を1部作成し、提出すること。また、共同事業者は様式2-3に従い、委任状も各社1部作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和4年7月15日 (金) から令和4年7月29日 (金) 午後5時までとする。

ウ 提出場所

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館
一宮市環境部環境政策課

エ 提出方法

郵送等配達証明の取れるもの、または持参によること。

(4) 参加表明書撤回届の受付

参加表明書を提出した応募者が、「募集要項等に関する質問回答」結果等を受け、公募への参加を見送る場合は、以下のとおり参加表明書撤回届を提出すること。

ア 提出書類

様式2-4に従い、参加表明書撤回届を1部作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和4年8月10日（水）から令和4年8月31日（水）午後5時までとする。

ウ 提出場所

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館
一宮市環境部環境政策課

エ 提出方法

郵送等配達証明の取れるもの、または持参によること。

(5) 応募資格確認申請書類、提案書の受付

応募者は、応募資格申請書類並びに提案書を作成し、以下のとおり提出すること。提案書の作成については、「12 提案書への記載内容」を参照すること。

なお、応募者から提出された提案書の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア 提出書類

（応募資格確認申請書類）

様式3-1～3-6に従い、応募資格確認申請書類を作成し、提出すること。

（提案書）

様式4-1～4-12に従い、提案書を作成し、提出すること。

イ 提出期間

（応募資格確認申請書類）

令和4年8月10日（水）から令和4年8月31日（水）午後5時までとする。

（提案書）

令和4年9月7日（水）から令和4年9月26日（月）午後5時までとする。

ウ 提出場所

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館
一宮市環境部環境政策課

エ 提出方法

郵送等配達証明の取れるもの、または持参によること。

なお、提出書類は紙媒体に加えて、電子データを格納したCD等の媒体を併せて提出すること。CD媒体への格納にあたっては、様式4-9～4-12はエクセル形式、その他書類はPDF形式とすること。

(6) 応募資格確認結果の通知

市は、受付期間終了日をもって、応募者から提出された応募資格確認申請書類により資格審査を行う。

市は、資格審査を行った結果を令和4年9月7日（水）までに書面により通知する。なお、資格審査の結果、応募資格がないと認められた応募者は、以下のとおり市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。その場合は、様式5-1を提出すること。

ア 提出書類

様式5-1に従い、応募資格がないと認めた場合の説明要求書を1部作成し、提出すること。

イ 提出期間

応募資格がないと認めた通知を受けた日から7日以内とする。

ウ 提出場所

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館
一宮市環境部環境政策課

エ 提出方法

郵送等配達証明の取れるもの、または持参によること。

オ 回答方法

説明を求めた応募者に対して、書面により回答する。

(7) 応募者の変更申請に関する提出書類

応募資格の確認を受けた者が応募者を変更する場合は、以下のとおり応募者の変更申請書兼誓約書を提出すること。

ア 提出書類

様式5-2に従い、応募者の変更申請書兼誓約書を作成し、提出すること。

イ 提出期間

応募資格確認結果の通知を受けた日から7日以内とする。

ウ 提出場所

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館
一宮市環境部環境政策課

エ 提出方法

郵送等配達証明の取れるもの、または持参によること。

(8) 応募辞退に関する提出書類

応募資格の確認を受けた者が応募を辞退する場合は、以下のとおり応募辞退届を提出すること。

ア 提出書類

様式5-3に従い、応募辞退届を作成し、提出すること。

イ 提出場所

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館
一宮市環境部環境政策課

ウ 提出方法

郵送等配達証明の取れるもの、または持参によること。

(9) 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選出する。審査基準は、「一宮市地域新電力会社 パートナー事業者選定基準（以下「選定基準」という。）」による。なお、プレゼンテーションの順番は提案書提出順とする。

実施する場合の実施時期、方法等は以下のとおりとする。

ア 実施日時

令和4年10月14日（金）予定（詳細な日時・場所は追って連絡する）

イ 実施場所

愛知県一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所内

ウ 内容・方法等

提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。ただし、必要に応じて事務局から資料の追加提出を求める場合がある。1応募者当たり45分程度（うち説明15分、質疑応答30分）とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間の変更を行う場合がある。プレゼンテーションの説明者は1応募者当たり3名以内とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、プレゼンテーションの実施方法を非対面にするなどの措置を設ける可能性がある。

(10) 応募にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

イ 応募に係る費用

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

ウ 提出期間後の応募書類の差替え等

提出期間後における応募書類の差替え及び再提出は認めない。

エ 提案書の取扱い

提案書の著作権は当該作成者に帰属する。提出された提案書は、優先交渉権者の選定に係る公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認の上、これを使用することができるものとする。なお、提出された提案資料は返却しない。

オ 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

カ 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

キ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 応募資格のない者が行った応募

(イ) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった提案書等による応募

(ウ) 記名のない提案書による応募

(エ) 同一の応募者による2つ以上の応募

- (ウ) 応募書類に記載された応募グループの代表事業者以外の者が行った応募
 - (カ) 応募書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
 - (キ) 上記に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募
- ク 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により応募の執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、提案内容の審査に関して、選定基準を踏まえて専門的見地から総合的に評価を行うために、学識経験者などにより構成される審査委員会を設置する。市は、審査委員会の選定結果を踏まえ優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、市が設置した審査委員会の委員は次のとおりである。

(委員名は50音順)

No	委員名 (敬称略)	役職等
1	伊藤 雅一 ★	一宮市環境審議会会長、名古屋産業大学 教授
2	稲垣 憲治	一般社団法人 ローカルグッド創成支援機構 事務局長
3	宇都木 寧	弁護士
4	加藤 義人	岐阜大学 客員教授
5	中島 恵理	信州大学 経法学部 特任教授

★：審査委員会委員長

※ なお、公募・選定期間中に審査委員会の委員に選定の陳情等を行った応募者は、選定対象から除外する。

(2) 優先交渉権者の通知・公表

優先交渉権者決定後、速やかに、すべての応募者に対して通知する。また、優先交渉権者及び次点交渉権者の点数等の審査結果について、市ウェブページに掲載し公表する。

(3) 次点交渉権者との協議

優先交渉権者と地域新電力会社の設立に向けた協議が成立しなかった場合は、市は次点交渉権者と設立に向けた協議をすることができるものとする。

(4) 優先交渉権者を選定しない場合

公募、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない場合、またはいずれの応募者の提案も、選定基準の1- (4) に示す選定要件を満たさない等の理由により優先交渉権者を選定せず、本募集を取り消す場合がある。募集を取り消す場合には、この旨を速やかに市ウェブページに掲載し、公表する。

10 応募手続きに関する問い合わせ先

担 当：一宮市 環境部 環境政策課

住 所：〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館

電 話：0586 - 45 - 9953

電子メール：kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp

11 参考資料

市は、募集要項等の参考資料として次の情報を応募者のうち、代表事業者に対して電子データをメール等で送信することを予定している。

- ・参考資料1-1 電力供給予定先施設の電力需要に関する情報
- ・参考資料2-1 ごみ焼却発電施設の施設情報及び電力売電情報
- ・参考資料2-2 ごみ焼却発電施設における電力売電実績

なお、算定に使用する電力の需要量及び供給量等は上記参考資料を参照すること。

また、提案に当たっては次に示す情報を参照の上検討すること。

- ・第7次一宮市総合計画
- ・第2次一宮市環境基本計画
- ・いちのみや気候変動対策アクションプラン2030
- ・第2期一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・一宮市公共施設等総合管理計画

12 提案書への記載内容

応募者は、少なくとも以下の記載内容を明らかにして、提案書を作成すること。

No.	審査項目	記載内容
1	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施にあたっての基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 再生可能エネルギー導入によるCO₂削減やエネルギーの地産地消 ✓ 地域のための利益活用方針 ✓ 事業の目標値（供給量、CO₂削減量など）の設定 ✓ 市域のレジリエンス強化（災害、事故への対応強化など） ✓ 経営方針 ・ 資本金等の調達方針及び調達条件 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調達先 ✓ 出資割合の記載 ✓ 出資時期 ✓ 応募企業の企業情報 ✓ 借入を行う場合は借入先、金額、返済期間 ・ 新会社設立～供給開始までのスケジュール
2	電力調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源構成の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ごみ焼却発電の優先的調達 ✓ 電源調達における重視するポイントや方針（電源のポートフォリオなど） ・ 再生可能エネルギー等の電源の調達計画 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電源別の電力調達計画 ✓ CO₂排出係数の想定推移（年度毎など） ✓ 調達方法（グループの電源活用等） ・ その他電源の利用について <ul style="list-style-type: none"> ✓ JEPX、バックアップ電源など
3	電力供給計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電気料金の水準 ✓ 想定供給先 ✓ 目標販売量 ・ 供給予定先の市有施設の供給計画 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「切替必須施設」を含めた供給計画 ・
4	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計画の試算 <ul style="list-style-type: none"> ✓ PL、BS、CF計算書に基づく収支計画の提示 ✓ 資本金額の設定及びその理由 ・ 事業効果の算定 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域内の経済循環効果 ✓ 市有施設のエネルギーコスト削減効果 ・ 小売価格・調達価格等の設定方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 価格設定の考え方、プロセス

No.	審査項目	記載内容
		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 価格設定の妥当性を確認する継続的なモニタリング手法
5	組織管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織管理の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営体制、業務実施体制、組織体制の考え方 ✓ 役割分担等の考え方（コンソーシアムの場合） ・ 事業実施体制及びパートナー事業者の役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各社の役割分担（コンソーシアムの場合） ✓ ガバナンス体制（市との連携方法） ✓ 役員構成 ✓ 本店の設置場所 ・ 需給管理・調整業務の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 運用体制 ✓ 過去実績 ✓ 実施方法
6	リスク管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業におけるリスクの想定及びその対応策、出資者間でのリスク分担 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 想定されるリスクの列挙（電力卸売市場高騰リスク、容量抛出金負担リスク、その他リスク）及び対応策 ✓ 市のリスク分担の考え方 ・ 緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害時の緊急体制（市との連絡体制について）、ごみ焼却発電の事故リスクへの対策 ✓ パートナー事業者の倒産、会社の清算 ✓ 災害時の電力ネットワーク体制
7	利益活用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業利益活用の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本事業の目的に沿った利益活用計画の立案、実施 ・ 事業利益を活用した事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業内容や手法の記載 ✓ ステークホルダーとの連携 ✓ 利益活用事業に必要な借入金の調達方針